

浦添市企業立地雇用施策方針策定事業 業務委託仕様書

1. 事業名称

浦添市企業立地雇用施策方針策定事業

2. 目的

本市の雇用環境の状況を把握し、雇用施策の改善・充実のため、昨年度実施した市民アンケート調査、企業ヒアリングの結果を受け、社会的に流動的な雇用情勢に対応する中期的な計画を策定する。計画策定にあたっては、検討委員会等の外部組織を立ち上げ、策定に向けた審議を行う。

3. 事業期間

契約の日から平成29年10月31日

4. 業務内容

(1) 有識者会議運営支援業務

住民代表、産業界代表等で構成する有識者会議（浦添市産業振興審議会を想定）へ本指針を諮問するあたりの支援を行う。

具体的には、会議資料の作成、会議への出席等を行うものとする。

会議は2回を予定している。

(2) 庁内会議運営支援業務

庁内の市職員で構成する「検討会議（課長クラス想定・2回開催予定）」、「作業部会（係長クラス想定・2回開催予定）」の運営を支援する。

具体的には、会議資料の作成、会議への出席、議事録の作成等を行う。

(3) パブリックコメントの支援業務

契約期間内に実施するパブリックコメント実施支援を行う。

(4) 浦添市企業立地雇用施策方針の作成

各種会議、パブリックコメント等の内容を反映させた、施策方針の策定を支援する。

5. 外部委託・再委託の禁止

受託者は、委託された業務を直接実施すること。ただし、一部の再委託を必要とする場合は、発注者の承認を要件とする。

6. 責任者の指定

(1) 受託者は、本事業の実施にあたり、統括責任者を指定し、発注者に報告すること

(2) 統括責任者は、発注者と連携しながら必要に応じて打ち合わせを行うこと。

7. 従事者の服務

(1) 受託者は、本事業に係る従事者を発注者に報告し、変更がある場合には速やかにその旨を発注者に報告すること。

(2) 業務従事者は、本市業務受託者としての自覚と認識を持ち、本事業に臨むこと。

8. 財産の取得について

本事業の経費をもって、財産の取得及び備品の購入等を行ってはならない。

9. 事業費の限度額

本事業を執行するにあたり、下記の金額を上限額とし、この範囲内で効率的かつ効果的な業務を企画提案すること。

委託事業経費総額 3,787,000 円 (税込)

10. 成果物

本事業終了後以下のものを成果物として提出すること。

(1) 浦添市企業立地雇用施策方針 報告書 50部

(2) 同概要版 50部

(3) 報告書原稿電子データ 1部

11. 参考資料の貸与

本事業を実施するにあたり、業務に必要な過去の報告書等を所定の手続きによって貸与する。

12. 守秘義務

受託者は、本事業によって知りえた個人情報等を他に漏らしてはならない。また、この業務に係る統括責任者をはじめとする全従事者に対して守秘義務を課し、委託期間終了後も同様とする。

13. 協議について

この仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいはこの仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

14. 所有権・著作権の帰属

本事業において、受託者が作成・報告した成果物の所有権・著作権については、発注者に帰属する。